

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年9月15日
【発行者の名称】	山本通産株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 久保 泰幸
【本店の所在の場所】	大阪市中央区博労町一丁目7番16号
【電話番号】	06-6252-2131（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 管理本部長 上野 嘉人
【担当 J-Adviser の名称】	株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】	代表取締役 白岩 直人
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目8番1号
【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.jia-ltd.com
【電話番号】	03-6804-6805（代表）
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	山本通産株式会社 https://www.ytc-j.co.jp 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部【企業情報】第3【事業の状況】4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時のにおける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲載されるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第73期中	第74期中	第72期	第73期
会計期間	自2025年1月1日 至2025年6月30日	自2026年1月1日 至2026年6月30日	自2024年1月1日 至2024年12月31日	自2025年1月1日 至2025年12月31日
売上高 (千円)	13,509,867	15,390,919	27,756,653	28,525,450
経常利益 (千円)	521,463	769,692	957,439	1,027,001
親会社株主に帰属する 中間（当期）純利益 (千円)	336,084	502,352	698,120	694,636
中間包括利益又は包 括利益 (千円)	258,367	773,238	823,164	1,131,268
純資産額 (千円)	7,003,975	8,769,565	6,762,504	8,097,376
総資産額 (千円)	16,064,142	17,933,969	16,432,600	17,512,376
1株当たり純資産額 (円)	4,410.61	5,213.80	4,257.24	4,809.86
1株当たり配当額 （うち1株当たり中 間配当額） (円)	- (-)	- (-)	100 (-)	60 (-)
1株当たり中間（当 期）純利益 (円)	219.15	309.41	455.22	441.00
潜在株式調整後1株 当たり中間（当期） 純利益 (円)	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	42.1	47.2	39.7	44.6
自己資本利益率 (%)	5.1	6.2	11.4	9.7
株価収益率 (倍)	-	-	-	5.6
配当性向 (%)	-	-	2.2	13.6
営業活動によるキャ ッシュ・フロー (千円)	△165,765	547,853	887,390	△167,982
投資活動によるキャ ッシュ・フロー (千円)	△42,266	2,712	288,182	△53,704
財務活動によるキャ ッシュ・フロー (千円)	363,750	△460,098	△800,468	243,282
現金及び現金同等物 の中間期末（期末） 残高 (千円)	1,307,510	1,318,992	1,178,597	1,222,452
従業員数 (人)	157	154	154	155

(注) 1 当社は第73期中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、第72期の中間連結財務諸表については記載しておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

3 当社は2025年3月31日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。当該株式分割が第72期の期

首に行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり中間（当期）純利益を算定しております。また、1株当たり配当額は、第72期は当該株式分割前の金額を、第73期は当該株式分割後の金額をそれぞれ記載しております。

- 4 株価収益率については、当社株式の上場が2025年7月18日であるため、第72期及び第73期中については記載しておりません。また、第74期中については、売買実績がなく株価を把握できないため、記載しておりません。
- 5 従業員数は就業人員であります。なお、平均臨時雇用者数については、従業員数の10%未満であるため、記載を省略しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、PT Yamamoto Trading Indonesiaを新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) PT Yamamoto Trading Indonesia	インドネシア共和国 ジャカルタ	8,000,000千 ルピア	化学品卸売事業	100.0 (1.0)	商品の仕入及び販売 役員の派遣と兼務

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合であり内数であります。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
全社(共通)	154

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であります。なお、平均臨時雇用者数については、従業員数の10%未満であるため、記載を省略しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、当社グループに所属しているものであります。

3. 当社及び当社グループは、化学品卸売事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載は省略しております。

(2) 発行者の状況

2026年6月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
103	41.0	14.3	6,224,648

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であります。なお、平均臨時雇用者数については、従業員数の10%未満であるため、記載を省略しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社は、化学品卸売事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載は省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループには労働組合はありません。なお、労使関係については円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間における世界経済は、米国およびイスラエルによるイランへの軍事行動に起因した中東地域の地政学的リスクの高まりを背景に、原材料・燃料価格の高止まりや物流の混乱が継続いたしました。一方で、生成AI（人工知能）関連投資の爆発的な拡大に伴い、半導体関連株を中心とした市場の活況が続くなど、好悪材料が混在する展開となりました。

わが国経済におきましても、同様に半導体関連の活況による歴史的な株価高騰が見られた一方、中東情勢の緊迫化に伴い、報道等でも取り上げられた塗料用シンナーの不足や菓子包装資材の簡素化（白黒化）などサプライチェーンの分断や在庫確保を目的とした前倒し発注などもあり、製品の需給バランス悪化の影響が顕在化いたしました。今後は、国内外における本格的な需要低迷に移行する懸念が高く、先行きは極めて不透明な状況が予測されます。

この様な状況のもと、当社グループは2025年度を初年度とする第8次三ヶ年経営計画に基づき、無機顔料などの新規取り扱い製品の拡大や化粧品市場への参入を目指した展示会への出展などによるマーケティング活動、DX投資によるデータ管理の効率化等の重点施策に取り組み、グローバルマーケットにおける「色と光の専門商社」としての基盤強化と市場の拡大に努めて参りました。

この結果、売上高は前年同期比13.9%増の15,390,919千円となりました。利益については、営業利益は前年同期比43.2%増の736,259千円、経常利益は前年同期比47.6%増の769,692千円、親会社株主に帰属する中間純利益は前年同期比49.5%増の502,352千円となりました。

なお、当社グループの事業セグメントは化学品卸売事業の単一のセグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は前連結会計年度末と比較して96,540千円増加し、1,318,992千円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、獲得した資金は547,853千円（前年同期は165,765千円の支出）となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益の計上によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、獲得した資金は2,712千円（前年同期は42,266千円の支出）となりました。これは主に、投資その他の資産の回収等による収入が、投資有価証券の取得による支出を上回ったこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、使用した資金は460,098千円（前年同期は363,750千円の獲得）となりました。これは主に、短期借入金の純減少額及び長期借入金の返済による支出並びに配当金の支払額が、長期借入れによる収入を上回ったこと等によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社及び当社グループは、生産活動を行っていないため、生産実績は記載しておりません。

(2) 仕入実績

当社及び当社グループは、化学品卸売事業の単一セグメントであり、当中間連結会計期間の仕入実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	前中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)	前年同期比 (%)
化学品卸売事業（千円）	12,875,698	13,914,619	108.1

（注）金額は仕入価格によっております。

(3) 受注実績

当社及び当社グループは、受注から販売までの期間が短く、販売実績と近似するため記載を省略しております。

(4) 販売実績

当社及び当社グループは、化学品卸売事業の単一セグメントとしておりますが、当中間連結会計期間の販売実績を地域別に示すと次のとおりであります。

区 分	前中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)	前年同期比 (%)
日 本 (千円)	11,877,715	13,109,303	110.4
東アジア (千円)	1,064,375	1,445,027	135.8
東南アジア (千円)	567,777	836,587	147.3
化学品卸売事業 合計 (千円)	13,509,867	15,390,919	113.9

(注) 主な相手先別の販売実績については当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満であるため、記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2026年3月26日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、株式会社東京証券取引所が運営を行っております、当社株式の証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

(1) J-Adviserとの契約について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下「J-Adviser契約」とします。）を締結する義務があります。

本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー（以下「同社」とします。）であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められています。下記の義務の履行を怠り、又はJ-Adviser契約に違反した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときはJ-Adviser契約を解除することができる旨、定められています。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、合意により本契約期間いつでもJ-Adviser契約を解除することができ、また、当社又は同社から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することにより、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

(2) J-Adviser契約上の義務

- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと。
- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること。
- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること。

(3) J-Adviser契約解除に関する条項

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができるものと定められています。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日にあたらなるときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下、「産競法」という。）第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結決算年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)までに掲げる場合の区分に従い、当該(a)から(c)までに定める書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が手形交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分により、銀行取引が停止された場合又は停止されることが事実となった場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合、甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）、甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること

- (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
- (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと
- ⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

 - a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日。
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
 - b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通投資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
 - c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。
- ⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む。）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。
- ⑧発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。
- ⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

 - a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
 - b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- ⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。
- ⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合。
- ⑫株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。
- ⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。
- ⑭指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。
- ⑮株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に

制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

当社及び当社グループは、新規事業の創出と顧客ニーズへのさらなる対応のため、新しい色と技術情報の発信を目的に研究開発活動を行っております。研究開発活動は、主として色彩創造センターにおいて、顧客からのニーズを集約し、新しい色の提案を行うための活動を行っております。また、色彩トレンドに基づき、今後流行する色を自ら創造し、情報発信しております。

当中間連結会計期間における研究開発費の総額は、9,644千円を計上しております。

当社及び当社グループは、化学品卸売事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載は省略しております。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2026年6月30日)	公表日現在発行数(株) (2026年9月15日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	7,000,000	5,205,000	1,795,000	1,795,000	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	7,000,000	5,205,000	1,795,000	1,795,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2026年1月1日 ～ 2026年6月30日	—	1,795,000	—	96,500	—	21,750

(6) 【大株主の状況】

2026年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
山本通産従業員持株会	大阪市中央区博労町1丁目7番16号	574,622	35.39
大阪中小企業投資育成株式会社	大阪市北区中之島3丁目3-23	300,000	18.48
センカ株式会社	大阪市鶴見区放出東1丁目17-34	110,000	6.78
石川 吉之助	兵庫県芦屋市	91,000	5.60
渡部 和則	神戸市東灘区	84,700	5.22
石川 恵津子	兵庫県芦屋市	71,000	4.37
郡司 哲雄	東京都杉並区	35,300	2.17
上野 嘉人	大阪府箕面市	28,000	1.72
久保 泰幸	大阪府東大阪市	27,790	1.71
今津 有揮	大阪市天王寺区	27,790	1.71
計	—	1,350,202	83.16

(注) 1. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 上記のほか当社所有の自己株式171,398株があります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 171,300	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,623,400	16,234	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式であ り、単元株式数は 100株であります。
単元未満株式	普通株式 300	—	—
発行済株式総数	1,795,000	—	—
総株主の議決権	—	16,234	—

②【自己株式等】

2026年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数 の合計（株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（％）
山本通産株式会社	大阪市中央区博労町 一丁目7番16号	171,300	—	171,300	9.5
計	—	171,300	—	171,300	9.5

2【株価の推移】

月別	2026年1月	2026年2月	2026年3月	2026年4月	2026年5月	2026年6月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

（注）１．最高・最低株価は東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

２．当社株式は2025年7月18日から東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場しております。また、2026年1月から6月までは、売買実績がありません。

3【役員の状況】

前回の発行情報を公表した2026年3月26日以降、当中間連結会計期間の末日までにおいて、役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1．中間連結財務諸表の作成方法について

- （1）当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。当社の中間連結財務諸表は、第1種中間連結財務諸表であります。
- （2）当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2．監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）の中間連結財務諸表について、清陽監査法人による期中レビューを受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年12月31日)	当中間連結会計期間 (2026年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,222,452	1,318,992
受取手形	※2 185,212	8,267
電子記録債権	※2 1,659,627	1,154,701
売掛金	4,989,180	5,151,603
商品	5,899,353	6,445,884
その他	172,873	242,280
貸倒引当金	△ 909	△ 912
流動資産合計	14,127,791	14,320,816
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	※1※3 206,503	※1※3 205,666
減価償却累計額	△ 86,723	△ 90,898
建物及び構築物（純額）	119,780	114,767
機械装置及び運搬具	62,952	62,707
減価償却累計額	△ 50,131	△ 52,232
機械装置及び運搬具（純額）	12,821	10,475
土地	※1 116,202	※1 116,202
リース資産	20,899	20,899
減価償却累計額	△ 7,143	△ 9,233
リース資産（純額）	13,756	11,666
その他	93,859	94,020
減価償却累計額	△ 81,911	△ 83,694
その他（純額）	11,947	10,326
有形固定資産合計	274,508	263,437
無形固定資産		
ソフトウェア	25,141	19,562
その他	954	775
無形固定資産合計	26,095	20,337
投資その他の資産		
投資有価証券	2,517,280	2,876,114
繰延税金資産	19,136	11,433
退職給付に係る資産	408,137	319,220
その他	139,426	122,608
投資その他の資産合計	3,083,981	3,329,377
固定資産合計	3,384,584	3,613,152
資産合計	17,512,376	17,933,969

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年12月31日)		当中間連結会計期間 (2026年6月30日)	
負債の部				
流動負債				
支払手形及び買掛金		3,396,307		3,688,469
電子記録債務		546,749		274,057
短期借入金	※1	3,523,419	※1	3,025,867
1年内返済予定の長期借入金	※1	226,511	※1	219,584
リース債務		4,732		4,600
未払法人税等		130,326		236,068
賞与引当金		62,900		30,696
その他		197,025		223,306
流動負債合計		8,087,971		7,702,650
固定負債				
長期借入金	※1	255,007	※1	420,022
リース債務		10,652		8,352
繰延税金負債		658,348		767,568
役員退職慰労引当金		275,200		250,700
退職給付に係る負債		112,977		—
その他		14,842		15,110
固定負債合計		1,327,027		1,461,752
負債合計		9,414,999		9,164,403
純資産の部				
株主資本				
資本金		96,500		96,500
資本剰余金		190,235		190,235
利益剰余金		6,183,209		6,588,146
自己株式		△ 87,004		△87,004
株主資本合計		6,382,941		6,787,877
その他の包括利益累計額				
その他有価証券評価差額金		1,181,992		1,405,083
為替換算調整勘定		244,365		272,179
その他の包括利益累計額合計		1,426,357		1,677,262
非支配株主持分		288,077		304,425
純資産合計		8,097,376		8,769,565
負債純資産合計		17,512,376		17,933,969

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
売上高	13,509,867	15,390,919
売上原価	11,811,362	13,408,832
売上総利益	1,698,505	1,982,086
販売費及び一般管理費	※ 1,184,262	※ 1,245,827
営業利益	514,242	736,259
営業外収益		
受取利息	1,298	1,575
受取配当金	32,743	53,751
為替差益	1,619	—
デリバティブ評価益	—	14,023
その他	14,065	14,564
営業外収益合計	49,726	83,914
営業外費用		
支払利息	24,173	27,271
電子記録債権売却損	15,626	20,254
為替差損	—	61
その他	2,706	2,894
営業外費用合計	42,506	50,481
経常利益	521,463	769,692
税金等調整前中間純利益	521,463	769,692
法人税等	167,426	241,820
中間純利益	354,036	527,871
非支配株主に帰属する中間純利益	17,951	25,518
親会社株主に帰属する中間純利益	336,084	502,352

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
中間純利益	354,036	527,871
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△ 43,682	223,090
為替換算調整勘定	△ 51,986	22,276
その他の包括利益合計	△ 95,668	245,367
中間包括利益	258,367	773,238
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	250,550	753,257
非支配株主に係る中間包括利益	7,816	19,981

③【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	521,463	769,692
減価償却費	17,349	17,683
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 10,823	15
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 24,510	△32,203
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	11,100	88,916
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	8,961	△112,977
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△ 100	△24,500
受取利息及び受取配当金	△ 34,042	△55,326
支払利息	24,173	27,271
為替差損益 (△は益)	5,781	△1,451
売上債権の増減額 (△は増加)	1,177,714	562,604
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△ 757,153	△536,162
その他流動資産の増減額 (△は増加)	△ 77,164	△67,095
仕入債務の増減額 (△は減少)	△ 910,712	△1,848
未払消費税等の増減額 (△は減少)	33,897	△6,765
その他流動負債の増減額 (△は減少)	21,014	32,580
その他	43	703
小計	6,994	661,137
利息及び配当金の受取額	34,042	55,326
利息の支払額	△ 24,486	△27,411
法人税等の支払額	△ 182,315	△141,199
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 165,765	547,853
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△ 9,414	△829
無形固定資産の取得による支出	△ 4,140	—
投資有価証券の取得による支出	△ 40,760	△13,495
その他	12,049	17,037
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 42,266	2,712
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	100,000	△514,704
長期借入れによる収入	400,000	300,000
長期借入金の返済による支出	△ 117,449	△141,912
リース債務の返済による支出	△ 1,904	△2,432
配当金の支払額	△ 15,336	△97,416
非支配株主への配当金の支払額	△ 1,560	△3,633
財務活動によるキャッシュ・フロー	363,750	△460,098
現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 26,805	6,071
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	128,912	96,539
現金及び現金同等物の期首残高	1,178,597	1,222,452
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1,307,510	※ 1,318,992

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当中間連結会計期間において、PT Yamamoto Trading Indonesiaを新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積もり、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する事項で、企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の判断に影響を与えると認められる重要なもの)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(中間連結貸借対照表関係)

※ 1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年12月31日)	当中間連結会計期間 (2026年6月30日)
建物及び構築物	79,511千円	77,514千円
土地	116,202	116,202
計	195,714	193,717

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年12月31日)	当中間連結会計期間 (2026年6月30日)
短期借入金	1,400,000千円	1,500,000千円
1年内返済予定の長期借入金	98,720	99,596
長期借入金	30,000	166,671
計	1,528,720	1,766,267

※ 2 期末日満期手形等の会計処理

期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理をしております。

なお、前連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が前連結会計年度末残高に含まれておりますが、当中間連結会計期間の末日は金融機関の休日ではないため期末日満期手形等はありません。

	前連結会計年度 (2025年12月31日)	当中間連結会計期間 (2026年6月30日)
受取手形	1,684千円	-千円
電子記録債権	160,195	-
計	161,879	-

※ 3 圧縮記帳

特定資産の買換えにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年12月31日)	当中間連結会計期間 (2026年6月30日)
建物及び構築物	276,809千円	276,809千円

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自2025年1月1日 至2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自2026年1月1日 至2026年6月30日)
荷造運送費	117,038千円	142,178千円
給与及び賞与	475,762	521,176
賞与引当金繰入額	29,040	30,000
退職給付費用	45,730	3,449
役員退職慰労引当金繰入額	18,500	18,200
貸倒引当金繰入額	△ 10,808	15

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高は、中間連結貸借対照表に掲記されている現金及び預金勘定と一致しております。

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年3月28日 定時株主総会	普通株式	15,336	100	2024年12月31日	2025年3月31日	利益剰余金

(注) 当社は、2025年3月31日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「1株当たり配当額」は株式分割前の配当額で記載しております。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動
該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2026年3月26日 定時株主総会	普通株式	97,416	60	2025年12月31日	2026年3月27日	利益剰余金

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、化学品卸売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、化学品卸売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	東アジア	東南アジア	合計
11,877,715	1,064,375	567,777	13,509,867

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の10%を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、化学品卸売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	東アジア	東南アジア	合計
13,109,303	1,445,027	836,587	15,390,919

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の10%を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

前中間連結会計期間（2025年6月30日）

前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

当中間連結会計期間（2026年6月30日）

前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

（有価証券関係）

前中間連結会計期間（2025年6月30日）

前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

当中間連結会計期間（2026年6月30日）

前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

（デリバティブ取引関係）

前中間連結会計期間（2025年6月30日）

前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

当中間連結会計期間（2026年6月30日）

前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

（企業結合等関係）

前中間連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）

該当事項はありません。

（収益認識関係）

前中間連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、化学品卸売事業の単一セグメントであり、その売上高は顧客との契約から生じる収益であります。

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

当中間連結会計期間（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、化学品卸売事業の単一セグメントであり、その売上高は顧客との契約から生じる収益であります。

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
1株当たり中間純利益	219.15円	309.41円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	336,084	502,352
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益(千円)	336,084	502,352
普通株式の期中平均株式数(株)	1,533,602	1,623,602

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当社は2025年3月31日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。前中間連結会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり中間純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年9月9日

山本通産株式会社
取締役会 御中

清陽監査法人
東京都港区

指 定 社 員

業務執行社員

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士

尾関高徳

公認会計士

中山直人

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている山本通産株式会社の2026年1月1日から2026年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、山本通産株式会社及び連結子会社の2026年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断

した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上